

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
守衛業務役務（岩国）	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	令和5年3月31日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和4年3月16日（水） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。）
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト 会議室（試験棟1階）
（山口県岩国市長野1805-1）

- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成31年・32年・33年度又は令和1・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- ⑤ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
- ⑥ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑦ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑧ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。

- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除

- 7 入 札 の 無 効
- ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- ② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する辞退が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
部分払に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
保有個人情報に関する特約条項

- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他
① 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

② 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

③ 提出資料 (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写し及び警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会認定証の写しを入札日の5日前までに提出するものとする。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

(3) 委任状については、入札日までに提出するものとする。

④ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑤ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑥ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑦ 契約締結時までに令和4年度の予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算の成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

⑧ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒740-0045

住所 山口県岩国市長野1805-1

TEL 03-3268-3111（内線27905）

防衛装備庁仕様書

			1 / 1 2
品 件 名	守衛業務役務（岩国）	仕様書番号	SE-04-1-RA-0012
		作成年月日	令和 4 年 2 月 4 日
		作成部課名	艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サ テライト業務班

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト（以下「岩国サテライト」という。）における守衛業務役務（岩国）（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の関連文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

（1）法令等

- ア 警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日 法律第 117 号）
- イ 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日 法律第 49 号）
- ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）
- エ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 法律第 178 号）
- オ 防衛装備庁の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令（平成 27 年 10 月 1 日 防衛装備庁訓令第 7 号）

（2）関連文書

- ア 岩国海洋環境試験評価サテライトにおける守衛業務に関する内則（令和 3 年 9 月 1 日 岩国海洋環境試験評価サテライト内則第 1 号）
- イ 岩国海洋環境試験評価サテライトにおける守衛業務に関する内則の細部実施要領（令和 3 年 9 月 1 日）
- ウ 通門証について（通知）（装官総第 127 号。27.10.1）
- エ 岩国海洋環境試験評価サテライト身分証明書等装着ケースの着用及び管理に関する内則（令和 3 年 9 月 1 日 岩国海洋環境試験評価サテライト内則第 2 号）
- オ 岩国海洋環境試験評価サテライトにおける車両の駐車位置及び駐車許可証等に関する内則（令和 3 年 9 月 1 日 岩国海洋環境試験評価サテライト内則第 3 号）

(3) その他

警備システム 取扱説明書（令和 3 年 広島総合警備保障株式会社）

2 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、岩国サテライトが管理する施設において、外来者の受付・案内、施設等の保安監視業務及び構内の警備業務等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止にあたる業務を実施するものである。

2.2 役務の内容

本役務の実施にあたっては、1.2 に掲げるものの他、官の各種規則・規定及び関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に次の業務を行うものとする。

2.2.1 保安監視業務及び庁舎管理等業務

守衛所に位置し、保安監視業務にあたるとともに庁舎等の状況の把握に努め、以下の業務を行うものとする。

- (1) 正門及び通用門の開閉及び正門付近での異常時の対応
- (2) 平日及び国民の祝日における国旗の掲揚（午前 8 時 3 0 分）及び降下（午後 5 時 1 5 分）
- (3) 庁舎の監視、警備及び構内、門の出入者の確認
- (4) 外来者の受付、案内
- (5) 外来車両の誘導、指示及び関係部署への連絡調整
- (6) 郵便物、宅配物、メール便業者及び納入業者等への対応
- (7) 電話対応
- (8) 鍵の管理・保管
- (9) 緊急時の関係先への通報・連絡・処置及び報告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、1.2(2)に定める指揮監督者の命ずる事項

2.2.2 庁舎等の巡回による警備業務

官が指定する庁舎等の巡回経路（別図）に従い、外柵及び構内を含む巡回（ただし、緊急時を除き、施設内に立入ってはならない。）し、警備業務にあたるとともに、不審者の侵入防止等を図るために、以下の事項を行う。

(1) 不審者の侵入防止等に関する事項

- ア 庁舎等の施錠の確認
- イ 施設の破損等不良個所の発見・報告
- ウ 不審者又は不審物等の発見時の対応
- エ その他不審者侵入防止上の処置
- オ 前ア～エ号についての詳細は 1.2(2)の内則及び細部実施要領によるものとする

る。

(2) 火災発見時及び火災の予防に関する事項

ア 火災発見時の対応

イ その他火災予防上の処置

ウ 前ア～イ号についての詳細は 1.2(2)の内側及び細部実施要領によるものとする。

(3) 巡回警備業務

官の指定する所内の巡回経路に従い、警備業務に当たるとともに、不審者の侵入防止及び火災等の予防等を図るために、以下の事項を行う。巡回終了時は、モニタカメラの録画画像の確認により巡回中の不審者等について対処することとする。

ア 巡回回数

巡回回数は原則毎日 4 回以上とし巡回時間においては、約 6 時間に 1 回巡回を実施するものとする。

ただし、指揮監督者が特別な警備が必要と判断した場合については巡回回数を 6 回以上とし、実施するものとする。

なお、巡回時間については、1.2(2)イによるものとする。

イ 巡回人数

巡回人数は 1 名とし、その際は常時 1 名が守衛所において本役務に従事することとする。

2.2.3 その他

(1) 緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものとする。

なお、詳細については、1.2(2)ア、イの内側及び細部実施要領によるものとする。

(2) 守衛所を常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする。

(3) 外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。

(4) 2.2.1 項から 2.2.3 項(3)に掲げるもののほか、特に官の命じる事項

2.3 役務期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日までの間とする。

2.4 業務時間及び人員

(1) 業務時間

役務開始日（令和 4 年 4 月 1 日）00：00 から役務終了日（令和 5 年 3 月 3 1 日）24：00 までの間とするものとする。

(2) 配置人員

12枚中の4枚

本役務の履行にあたっては、2名を配置し、うち1名を守衛業務員（正）に指定し勤務期間における責任体制を明確にする。

2.5 役務実施場所等

(1) 役務実施場所

岩国サテライト（山口県岩国市長野1805-1）

(2) 警備範囲

ア 守衛業務の警備対象範囲は、岩国サテライトが管理する施設及び構内とする。

イ 岩国サテライトの配置及び巡視経路等は別図に示すとおりとする。

2.6 業務体制等

2.6.1 従事者資格等

(1) 守衛業務員（正）勤務者

ア 常駐施設警備の運営管理に必要な知識・技能及び資格を有し、現地警備員の指導・監督の能力を有する者

心身ともに健全で、業務遂行に支障なく従事できる者

イ 日本国籍を有し、請負者は正社員で6ヶ月以上警備業務に従事したことのある者であり、警備業法法定講習修了者とする。

(2) 守衛業務員（副）勤務者

ア 業務遂行に必要な知識・技能・資格及び経験を有し、心身ともに健全で、この仕様書に定める業務に支障なく従事できる者

イ 日本国籍を有し、請負者は正社員で6ヶ月以上警備業務に従事したことのある者であり、警備業法法定講習修了者とする。

2.6.2 勤務体系等

守衛業務員の業務は、関係法令等を遵守し、適正な勤務となるよう必要に応じて休憩及び仮眠時間を設け、長時間労働とならないよう配慮することとする。

2.6.3 従事者名簿の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに守衛業務員を選任し、官に略歴、写真及び健康診断書を添付した従事者名簿1部（別紙様式第1）を提出するものとする。

なお、4(4)または契約相手方の都合により、守衛業務員を変更する必要がある場合には、その都度速やかに従事者名簿を提出するものとする。

2.6.4 業務計画書の提出

契約相手方は、業務を実施するにあたり、毎月の業務計画書（別紙様式第2）を前月の1週間前までに官に提出するものとする。

ただし、令和4年4月分については、契約後速やかに提出するものとする。

2.6.5 守衛業務員記録及び業務日誌の提出

契約相手方は、毎日の業務が終了した都度速やかに守衛業務員記録（別紙様式第3）及び業務日誌（別紙様式第4）を作成のうえ官に提出し、その確認を受けるも

12枚中の5枚

のとする。ただし、閉庁日については、作成のみで提出は閉庁日明けとするものとする。

なお、令和5年3月31日分の提出は、本役務終了後、速やかにするものとする。

2.6.6 費用の負担区分

(1) 官側負担

ア 業務遂行に必要な机、椅子、ロッカー等の備品及び更衣室等の設備

イ 業務遂行に必要な機器類、消耗品等

ウ 業務遂行に必要な電気及び水道

(2) 契約相手方負担

ア 従事中の労務災害、事故等の負担

イ 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任

ウ 守衛業務員の制服、靴、帽子、雨衣、名札等

エ 守衛業務員に対する教育、安全対策及び健康管理

オ 従事者の必要な寝具等及び携帯電話（通話料等全ての経費）について、契約相手方が準備するものとする。

2.7 業務資格

契約相手方は、警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。

3 検査

2項について、守衛業務員記録及び業務日誌により検査を実施するほか、必要に応じ、その都度目視等による検査を実施する。

4 その他の指示

(1) 提出書類

契約相手方は、表1に示す書類を官に提出するものとする。

表1

番号	名称	数量	提出時期	備考
1	警備業法法定講習修了証（写）	1部	契約後速やかに	
2	従事者名簿	1部	契約後速やかに	別紙様式第1
3	業務計画書（月毎）	1部	役務実施月の前月の1週間前まで ただし、令和4年4月分の提出は契約後速やかに	別紙様式第2 変更した場合はその都度
4	守衛業務員記録	1部	毎日の業務が終了した都度速やかに	別紙様式第3
5	業務日誌	1部	毎日の業務が終了した都度速やかに	別紙様式第4

(2) 貸付文書

貸付文書は、表2のとおりとする。

表2

番号	名称	数量	引渡 時期	引渡 場所	返納 時期	返納 場所	有償 無償 の別	備考
1	岩国海洋環境試験 評価サテライトに おける守衛業務に 関する内則	1部	契約締結後 速やかに	防衛装 備庁艦 艇装 備研 究所 岩国海 洋環 境試 験評 価サ テ ラ イ ト	納期 まで	防衛装 備庁艦 艇装 備研 究所 岩国海 洋環 境試 験評 価サ テ ラ イ ト	無償	
2	岩国海洋環境試験 評価サテライトに おける守衛業務に 関する内則の細部 実施要領	1部						
3	岩国海洋環境試験 評価サテライト身 分証明書等 装着ケースの着 用及び管理に関 する内則	1部						
4	岩国海洋環境試験 評価サテライトに おける車両の駐車 位置及び駐車許可 証等に関する内則	1部						
5	警備システム取 扱説明書	1部						

(3) 守秘義務

契約相手方は、本役務履行中に知り得た事項について守秘義務を負うものとする。

また、その効力は本役務完了後も継続するものとする。

(4) 守衛業務員の交代

ア 官側が守衛業務員の従事状況、その他の正当な理由により官が不相当と判断した場合には、契約相手方に守衛業務員の交代を命じることができるものとし、契約相手方はその命令に従うものとする。

イ 守衛業務員が事故や病気等により勤務できない場合は、速やかに官に通報するとともに交代者を従事させるものとする。

ウ 前2号について、別紙様式第2を交代前に官側に提出して官の承認を得なければならない。

(5) 守衛業務員の安全管理等

ア 契約相手方は守衛業務員に対し、風紀、規律及び安全管理責任を負うものとする。

る。

イ 守衛業務員は本役務遂行に当たり着替えを行う際は、守衛所控え室において行うものとする。

(6) その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議をするものとする。

従事者名簿

				写真			
ふりがな 氏名							
生年月日		国籍					
資格							
略歴				従事年月日			
				自	年	月	日
				至	年	月	日
				自	年	月	日
				至	年	月	日
				自	年	月	日
				至	年	月	日
				自	年	月	日
				至	年	月	日
				自	年	月	日
				至	年	月	日

年 月分 業務計画書

日付	守衛業務員(従事時間)				その他
	(: ~ :)	(: ~ :)	(: ~ :)	(: ~ :)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

守衛業務員記錄

年 月分

[illegible]

※従事時間終了後、速やかに業務班に提出すること。

業 務 日 誌

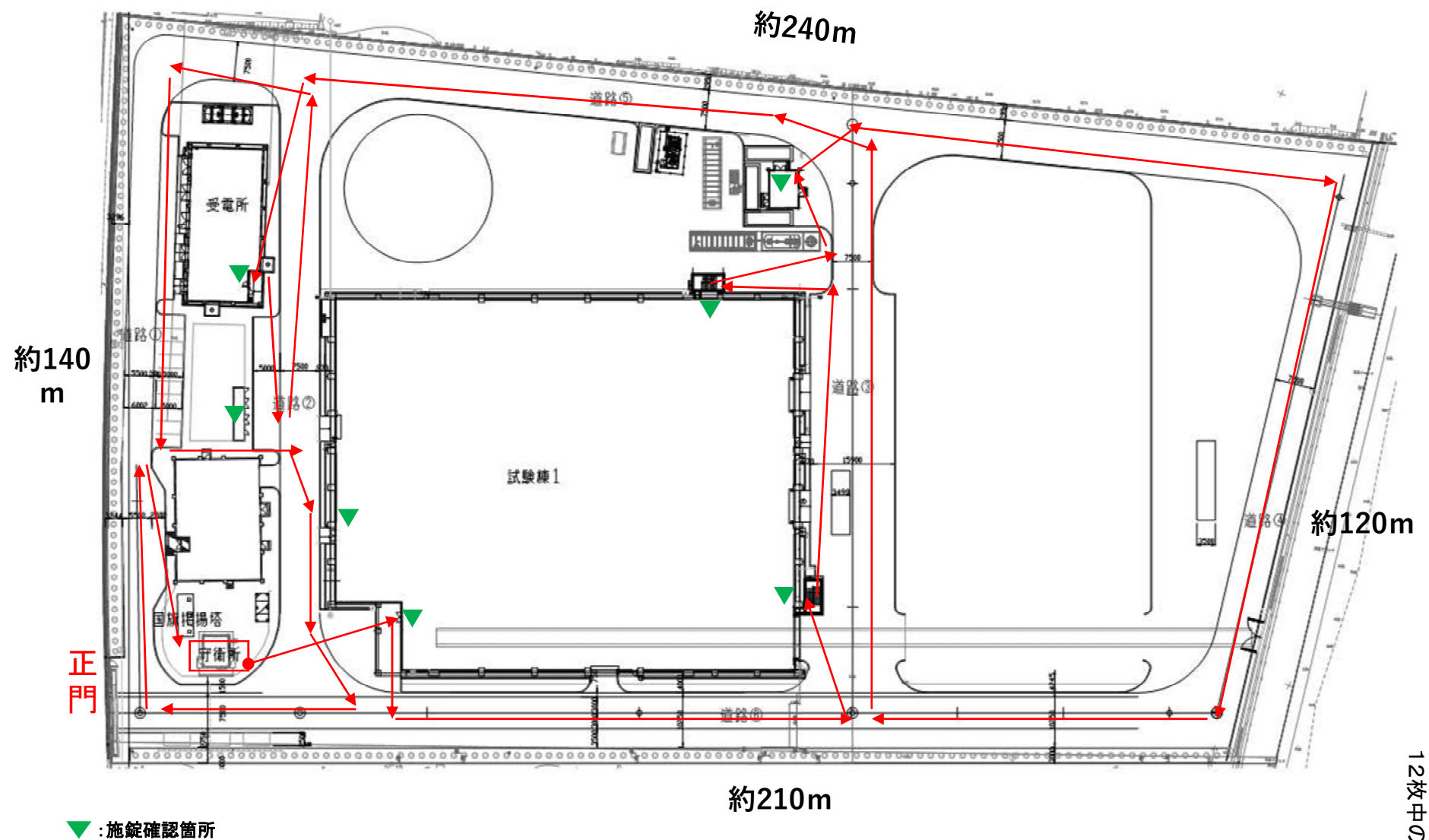
年 月 日 (曜日) 天候

従事者氏名		5 外部からの連絡事項
1 受付・案内 (1)通門証による面会者数 名 (2)面会表による面会者数 名 (3)不審者の有無及び対応	(4)その他	
2 外来車両 (1)入所車両の有無及び対応	(2)不審車両 ・ナンバー ・対応	6 その他特記事項 (1)主要な来所者 (2)行事 (3)工事 (4)その他
3 郵便物、宅配便、メール便等(業務班員が不在の場合のみ受領)		
4 構内巡回(毎日4回) (1)不審物、不審者等の有無及び対応 (2)危険箇所の有無、状況及び処置 (3)消火器及び消火栓等の以上の有無(目視点検)、状況及び処置 (4)扉の施錠の確認 (5)施設の破損等の有無、状況及び処置 (6)その他		

※ 従事時間終了後、速やかに業務班に提出すること。

岩国海洋環境試験評価サテライト巡回経路図

別 図



公 告	番 号	第10号		
	年 月 日	令和4年2月16日		
入札書 令和4年3月16日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 廣島 哲也 殿 住 所 会 社 代 表 者 担 当 者 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり見積します。				
金 額		納 地	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	
		履行期限	令和5年3月31日	
		業者コード		
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
守衛業務役務(岩国)		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒740-0045

山口県岩国市長野1805-1

艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 分任支出負担行為担当官 宛

「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

